

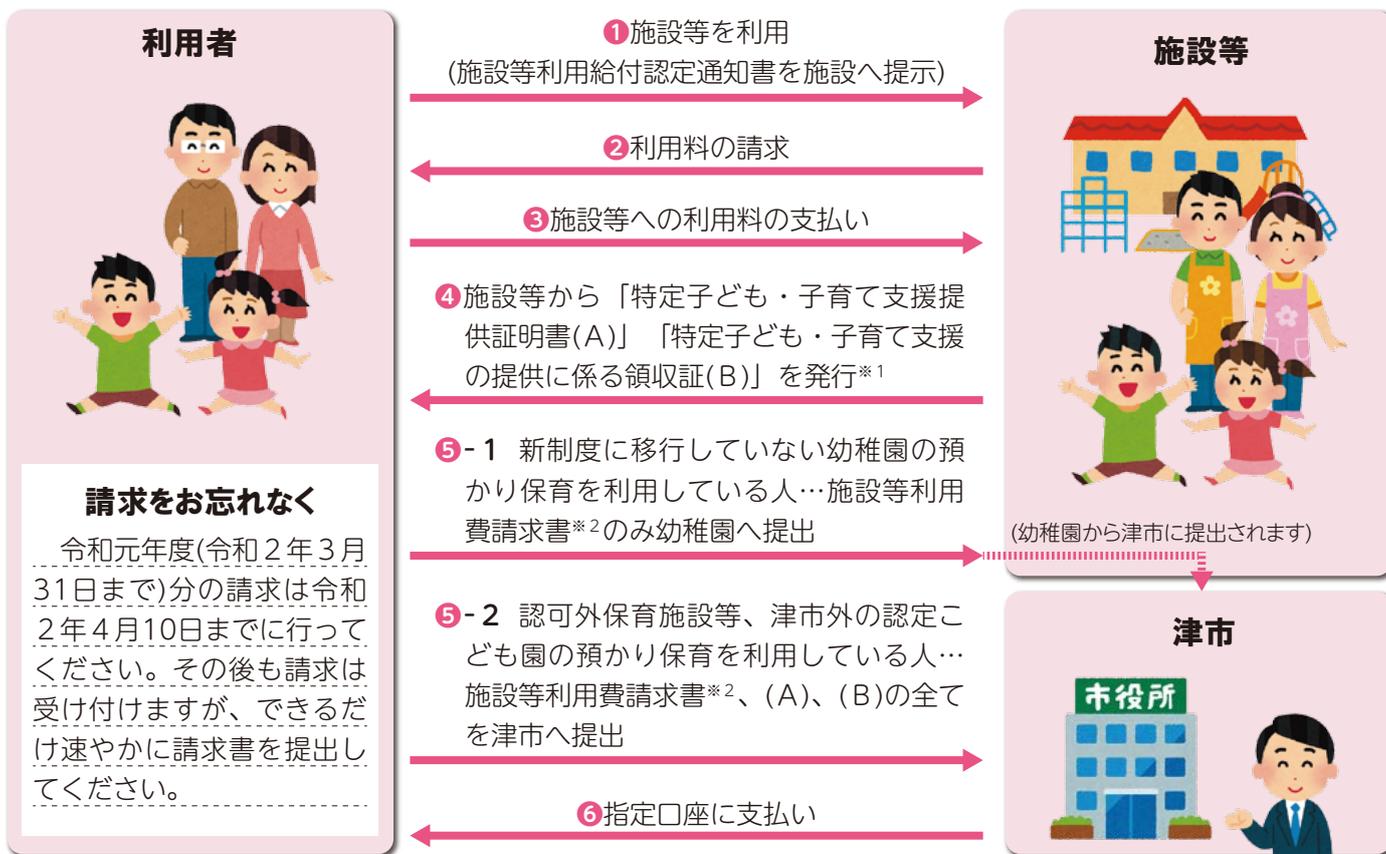


## 無償化の対象になったら利用料はどうなるの？

(令和2年2月1日現在)

|   | 利用する施設等  | 請求の手続き                               |
|---|--|--------------------------------------|
| <b>利用料を支払う必要がない場合</b><br>※上限額を越える利用料は施設へ支払う必要があります。 | ・保育所 ・認定こども園 ・幼稚園<br>・預かり保育(認定こども園・新制度移行済みの幼稚園)        | 不要                                   |
| <b>利用料をいったん支払った後、津市へ請求する必要がある場合</b>                 | ・認可外保育施設等<br>・預かり保育(新制度に移行していない幼稚園・津市外の幼稚園・津市外の認定こども園) | 以下の「津市へ利用料(施設等利用費)を請求する方法」を参考に、津市へ請求 |

## 津市へ利用料(施設等利用費)を請求する方法



### 請求をお忘れなく

令和元年度(令和2年3月31日まで)分の請求は令和2年4月10日までに行ってください。その後も請求は受け付けますが、できるだけ速やかに請求書を提出してください。

※1 「特定子ども・子育て支援提供証明書(A)」と「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(B)」は、兼用様式の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」として発行される場合があります。

※2 請求できるのは特定子ども・子育て支援利用料(保育料)として支払った額のみです。給食費や日用品等の消耗品費、行事費などは対象になりません。

### 問い合わせ

| 内容                         | 問い合わせ                                   |
|----------------------------|---|
| 保育所・認定こども園の利用、認可外保育施設等に関して | 子育て推進課(☎229-3167)、各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育施設 |
| 幼稚園の利用に関して                 | 学校教育課(☎229-3391)、各幼稚園                   |
| 障がい児の発達支援に関して              | 障がい福祉課(☎229-3157)                       |

津市ホームページ  
幼児教育・  
保育の無償化について



### 認可外保育施設の設置者の皆さんへ

認可外保育施設が、幼児教育・保育の無償化の対象施設となるには、三重県へ認可外保育施設の設置の届け出後、津市が行う子ども・子育て支援施設等の確認を受ける必要があります。設置済みで、三重県への届け出・津市への確認の申請をしていない場合は、利用料が無償化の対象になりませんので、早めに手続きをしてください。